

第155回国立市情報公開及び個人情報保護審議会 質問票(追加分)

諮問案件

- No. 1 電子計算組織を利用した生産緑地及び特定生産緑地に係る個人情報ファイルの作成に係る諮問
 No. 2 児童手当(特例給付を除く。)の受給世帯に臨時特別給付金を支給する事業に係る諮問
 No. 3 特別定額給付金業務に係る諮問

委員名	諮問No.	質問事項(意見を含む。)	回答
関口	1	(意見のみ) 令和3年度までに事務対応環境が必要とのことで、システム化前での必要性について理解致しました。 システム化前に、外部委託先にデータを渡しオフラインで構築する場合のリスクと、システム化後まで現状のExcelファイルで運用継続する場合の業務負荷等のデメリットは、それぞれ比較検討の上結論を出されていることかと思しますので、改めて、委託先へ連携する個人情報の安全管理については、厳格な運用を徹底いただければと思います。	徹底いたします。
関口	1	(質問・意見) 今回委託し作成されるGISデータは永年保存となるのですが、GISデータ作成後の既存Excelデータの扱いはどのようになる予定でしょうか。 移行後は使用されなくなるであろう個人情報ファイルについても適切に管理いただき、紛失、漏洩事故等発生しない様にご注意いただければと思います。	既存ExcelデータとGISデータの照査が完了し、GISデータの正確性の確認及びシステム構築後、システムの安定性の確認が完了次第、既存Excelデータは国立市情報セキュリティ対策基準に基づき、適切に(データ復元不能化処理、廃棄の記録等を行い)廃棄いたします。